

宅建速習セミナー

- ✎ 今年初めて宅建試験にチャレンジ！
でも講座は高額、独学は不安…。
- ✎ もうベテラン受験生。今年こそ受かりたい！
- ✎ 住宅、不動産会社に就職したばかり。
不動産の知識を身に付けたい！



内 容: 宅建合格のためのポイント講義
日 程: 4月～10月までの期間、全7回(月1回)
時 間: 9:30～15:30(適宜休憩)
場 所: 盛岡タカヤアリーナ(旧アイスアリーナ)
2階会議室

持ち物: 筆記用具、昼食、宅建試験テキスト
参加費 第1回**無料**／第2回以降**各回2,000円**
※回ごとのお申し込みとなります。
一括でのお申し込みをご希望の場合は、
ご相談ください。

(株)プラス不動産サービス
〒028-3305
岩手県紫波郡紫波町日詰字丸盛222-1
TEL 019-672-5020 FAX 019-672-3971
担当: 佐々木 w-sasaki@plus-g.co.jp
URL <http://plus-g.co.jp>

【お申し込み・お問い合わせ先】
下記の申し込み用紙をFAXにてお送り下さい。
メールにてお申し込みの際は、お名前、ご住所、ご
連絡先、お勤め先をお知らせください。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。
(20名程度)

平成30年度 宅建速習セミナー申込書

申込回 第4回 権利関係④(民法債権)／法令制限①(都市計画法・建築基準法)
7月4日(水)9:30～15:30 参加費: 2,000円

(フリガナ) 氏 名			
生年月日	年	月	日
		性別	男 女
(フリガナ) 住 所	〒		
TEL		携帯電話	
FAX		Eメール	
フリガナ			
勤務先名			

セミナーの特徴

- ★宅建独学者の学習サポートを目的としています。
- ★基礎的理解・頻出論点に絞って学習します。
- ★受験勉強に対する不安や疑問点などのご相談は、いつでも乗らせていただきます。

講義スライド(例)

何処の法務局に申請しますか？

仙台法務局
盛岡地方法務局
盛岡地方法務局
二戸支局

取引の対象となる土地・建物でなければ、登記することはできない。
取引の対象となる不動産 = 登記の対象となる不動産

取引の対象って何？

土地売ります。 欲しい、買うよ。

取引の対象
↓
私人の権利の目的となっている土地
↓
登記できる土地

(はい、その通り盛岡地方法務局に登記しなければいけません。それ以上申請してしまいます。)

* 講師紹介 *

佐々木 渉(31)

行政書士/宅地建物取引士

【プロフィール】

盛岡市内の専門学校にて宅建、行政書士の受験指導実績。

現在は行政書士実務家として業務にあたる。



宅建速習セミナースケジュール

日程	内容	
	午前	午後
第1回 4/25(水)	ガイダンス	権利関係① 民法総則
第2回 5/9(水)	権利関係②	宅建業法①
第3回 6/5(火)	権利関係③	宅建業法②
第4回 7/4(水)	権利関係④ ・民法債権後半(売買契約・賃貸借契約・不法行為) ・相続	法令上の制限① ・都市計画法 ・建築基準法
第5回 8月上旬	権利関係⑤ ・借地借家法 ・不動産登記法 ・区分所有法	法令上の制限② ・国土利用計画法 ・農地法 ・土地区画整理法 ・宅地造成等規制法
第6回 9月上旬	模擬試験	解説
第7回 10月上旬	重要ポイント直前チェック	重要ポイント直前チェック